

袋井市空き家活用希望者掲示板運用要領

(目的)

第1条 この要領は、市が空き家の活用希望者の情報を広く発信することにより、空き家の利活用の促進を図るために実施する空き家活用希望者掲示板（以下「空き家の掲示板」という。）に関し、情報の取扱方法、支援の範囲等を定め、円滑かつ適正に実施することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 袋井市空き家台帳に記載された一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるものでその用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む）であって、1年以上空き家であるものをいう。
- (2) 活用希望者 空き家の購入、賃借、利活用等を希望する個人、法人その他の団体（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業を営む者を除く。）をいう。
- (3) 空き家の所有者等 空き家を所有又は管理する者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業を営む者を除く。）をいう。

(募集方法)

第3条 市長は活用希望者の募集方法を定め、市ホームページ等により広く行うものとする。

(登録の申請)

第4条 活用希望者は、登録申請書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に申請するものとする。

(登録の承認)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは申請者に活用希望者登録通知書（様式第2号）を交付するとともに、その情報を市ホームページに掲載する。適当でないと認めたときは活用希望者登録却下通知書（様式第3号）を交付するものとする。

2 申請者は次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 市税を滞納していない者

(2) 次のいずれにも該当しない者

ア 暴力団(袋井市暴力団排除条例(平成23年袋井市条例第30号。以下「条例」という。))第2条第1号に規定する暴力団をいう。)

イ 暴力団員等(同条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員等と密接な関係を有する者

3 申請者は次に掲げる事項を誓約するものとする。

(1) 情報の掲載又はこれに基づく行為により生じた一切の損害について、市に対して損害賠償その他一切の請求を行わないこと。

(2) 掲載情報を基に行われる交渉、契約その他取引に関して生じた紛争及び損害の解決は当事者間で行うこと。

(市ホームページへの掲載可否の判断)

第6条 市ホームページへの掲載は、市長の判断により行う。掲載にあたっては次の内容を考慮する。

(1) 実効性 利用目的が妥当であること。

(2) 公益性 地域への影響や周辺環境との調和が図られること。

(3) 倫理性 差別的、また違法な目的でないこと。

(4) マッチングの見込み 不動産市場の相場と著しく乖離する低廉希望でないこと。

(公開範囲)

第7条 活用希望者の氏名及び連絡先は原則非公開とし、空き家の所有者等からの問合せは市を経由して取り次ぐ。

2 掲載項目は別紙「空き家活用希望者情報」に定める。

(空き家の所有者等への周知)

第8条 市長は、空き家の掲示板について、市のホームページ等により広く周知を図るとともに、空き家の所有者等の求めに応じて情報提供する。

(情報の提供)

第9条 空き家の所有者等から活用希望者への情報提供の希望があった場合、市は空き家の所有者等の連絡先等の情報を活用希望者に提供することができる。

(掲載期間)

第10条 本事業による市ホームページへの掲載情報の掲載期間は、掲載開始日から原則6箇月とする。

2 掲載期間満了後は当該掲載情報を自動的に削除するものとする。

3 掲載の継続を希望する場合、活用希望者は掲載期間満了日の30日前までに掲載継続申請書(様式第4号)を市長に提出するものとする。なお、この場合の再掲載期間は掲載期間満了日の翌日から6箇月とする。

4 掲載期間中に掲載情報に変更が生じた場合、活用希望者は速やかに掲載情報変更届(様式第5号)を市長に提出するものとする。

5 前号の提出があった場合、市長は必要に応じて情報の修正又は掲載の停止を行うものとする。

6 活用希望者から掲載辞退の申し出があった場合、その申し出は、辞退申出書(様式第6号)により行うものとする。

(掲載停止等)

第11条 次に該当する場合、市長は掲載の一時停止又は削除ができる。

(1) 虚偽又は重要事実の不申告が判明したとき

(2) 公序良俗に反するおそれがあると判断したとき

(3) その他運用上重大な問題があったとき

(申請者の責務)

第12条 申請者は、掲載情報に関する一切の責任を負うものとする。

(免責)

第13条 空き家の掲示板の利用によって活用希望者又は空き家の所有者等に生じた損害については、市長の故意又は重大な過失によるものを除き、その賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和８年１０月１日から施行する。